

令和 4 年度 第 3 回
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和 5 年 1 月 2 3 日(月)
開催場所	市役所 5 階 5 0 2 会議室
出席委員	<p>委 員 長 中山 裕子 (税 理 士)</p> <p>委員長代理 松原 雅昭 (大学教授)</p> <p>委 員 内田 光人 (弁 護 士)</p>
市側出席者	契約検査課長、都市整備部長、都市整備部副部長、水道局長、他約 1 5 名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告</p> <p>今回の抽出当番委員である中山委員長から次のとおり抽出結果の報告があった。</p> <p>(抽出結果報告)</p> <p>令和 4 年度上半期に発注した工事 1 4 4 件、測量コンサルタント等の委託 2 1 件の中から、随意契約で金額が高額であるもの、落札率 1 0 0 % のもの、落札金額が高額なもの、入札方法が随意契約・条件付き一般競争入札・指名競争入札の 3 種類が入るように考慮し、8 件を抽出した。</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の委員会の抽出委員は、松原委員長代理となった。 ・ 次回の委員会の開催予定日は令和 5 年 7 月予定とし、4 月に日程調整することとなった。

委員	担当課及び事務局
<p>1. 指名競争入札 桐生市運動公園駐車場屋外トイレ建設 電気設備工事</p> <p>電気<担当：建築住宅課> <工事概要></p> <p>1. 照明・コンセント設備工事 1式 2. 配電設備工事 1式</p> <p>(1-2 参考案件) 指名競争入札 桐生球場附属球場屋外トイレ建設 電気設備工事 桐生市相生町三丁目 300 番地 電気<担当：建築住宅課></p> <p>1. 照明・コンセント設備工事 1式 2. 配電設備工事 1式</p> <p>○1. と 1-2 (参考案件) の事例では工事内容と工事場場所が同じようであるが二つに分けた理由は何か。</p> <p>○辞退業者が多いが、工期の期間設定は問題なかったか。</p> <p>○辞退理由に人員不足とあるが、最近の傾向として人員不足があるのか。</p> <p>○一抜け方式とはどういったものか。</p>	<p>●同一にすることも不可能ではなかったが、なるべく多くの市内業者に受注の機会を増やすため受注機会の確保、人材確保、業種が分かれることによる資材の確保、リスク分散という意味があり、工事を分けた。</p> <p>●本工事の規模の工事についてはこれまで実績があり、これまで落札した業者は問題なく竣工しているので工期設定は問題なかったと思われる。</p> <p>●本工事の入札時期に特別な理由があったという報告はないため、各業者の事情におけるもので傾向とまでは言えない。</p> <p>●一抜け方式による入札とは、競争入札において、該当する複数の工事の落札決定順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の工事から、落札者となった者の他の工事の入札書を無効とすることにより落札者を決定する入札方式。本工事は工事区域が</p>

<p>○本案件の前に1-2（参考案件）の入札が行われたのか。</p> <p>○9者が見積を出した結果として2者が同一金額ということは不自然ではないのか。</p> <p>○予定価格に近い金額になり得るのか。</p> <p>○案件番号の順に入札するのではないのか。</p> <p>○1.と1-2（参考案件）で同じ工事に見えるが予定価格で約30万円の差がある。違いを説明してほしい。</p> <p>2. 一般競争入札 桐生市議事堂等解体工事 建築一式（担当：建築住宅課） （工事概要） 議事堂解体 一式、車両棟解体 一式、 本館庇及びポーチ解体一式 連絡通路1・2解体 一式、外構解体 一式、 歩道橋解体 一式</p> <p>○予定価格と最低制限価格で2割ほど差があるがどのような理由か。</p>	<p>隣接する工事で、工期が重複しており、限られた工事期間内での施工を実施するために、施工管理の適正化、受注機会の確保等から分離・分割発注等を行った。</p> <p>●はい。</p> <p>●入札結果については、業者の受注状況や人材確保の要因で応札結果となっていると思われる。</p> <p>●本案件の前に入札を行った一抜け方式の1-2(参考案件)は、落札率89%であったことから、本案件の落札率が100%になった要因は、この工事だからといった要因ではない。</p> <p>●案件番号は、入札をする前に各課がシステムに登録した順に番号が振られる。入札順ではない。</p> <p>●1.と1-2(参考案件)はトイレを各1棟ずつ建設したが、工事の仕様はほぼ同じ。ただし、場所と間取りが異なるため、電線の引き込み等の相違があり、材料の長さが異なるため予定価格に違いが生じた。</p> <p>●最低限価格は予定価格の75%で設定している。これ以上安い金額で応札すると適正な工事ができない可能性が生じるので設定している。予定価格は妥当に積算したものであって、応札額については妥当と考える。</p>
--	---

<p>○工種ごとの積算単価は公開されているか。公表されていない部分が多いならば、ばらつきが出ると思うが。</p> <p>○建物にアスベストは使用されているか。</p> <p>○解体にしては工事の価格が高いのではないか。</p> <p>○普通の解体工事より時間がかかっているように思われるがなぜか。</p>	<p>●群馬県で人工等の基礎的な単価は公表されている。応札額については、受注状況や業者の状況による。</p> <p>●塗装部分にアスベストが含まれており、通常は固まっているので問題ないが、解体となると飛散するのでアスベストを除去してから解体している。</p> <p>●アスベスト除去に関しては、養生して飛散しないようにしているので通常の解体より増額要素となる。</p> <p>●建物全体ではないが、配管や1階部分にアスベストが使用されていた。飛散しないようにしているため時間がかかっている。</p>
<p>3. 一般競争入札 重伝建地区公開施設整備工事 建築一式〈担当：建築住宅課〉 〈工事概要〉 重伝建地区公開施設整備工事：324.2m2 外構工事：一式</p> <p>○具体的な工事内容を教えて欲しい。</p> <p>○今後の利用計画はどのようなものか。</p> <p>○場所はどのあたりか。</p> <p>○道路の工事もしているか。</p> <p>○工事内容に建具も含むか。</p>	<p>●桐生新町重要伝統的建造物群の旧真尾邸の保存修理。老朽化が進んでいるなかで、歴史的価値があるので残せるところは残しながら保存していくことを念頭に置いて修理をしている。</p> <p>●現在、工事中であるが、公開施設として伝建地区の情報発信をしていく予定となっている。保存活用計画が定められているため、どのように活用していくか決められている。</p> <p>●本町1丁目の本町通りに面した場所。</p> <p>●道路は県道なので群馬県で工事を行っている。</p> <p>●建具も含む。</p>

○工事概要に「外構工事」と出ているが、分けられるのではないか。一緒に工事するメリットはあるか。

○建築A等級は7者であると認識しているが入札に参加した業者が6者なのはなぜか。

4. 一者随意契約

大型遊器具設置工事

機械器具設置〈担当：公園緑地課〉

〈工事概要〉

ウォーターシューティングライド設置 N=1基
カード迷路ぐるり森大冒険設置 N=1基

○ウォーターシューティングライドとはどのような遊器具か。

○随意契約となるが、予定価格は見積金額であるか。

○始めに徴した見積よりも予定価格は安い。

○カード迷路ぐるり森大冒険とはどのような遊器具か。また、どこに設置されるか。

○製造業者は全国でどのくらいあるか。

○随意契約の理由に責任の所在が明らかでなくなる恐れがあるとのことだが、具体的に説明願いたい。

●外構だけ分けられないこともないが、今回の場合は建物と外構が密接に関連することから工事を分けずに行う方が良いと判断した。

●条件付き一般競争入札は、原則として設計価格が概ね1千万円以上の建設工事・修繕・コンサルタント業務であって、入札参加資格を定めて入札に参加してもらうものであり、指名競争入札とは入札の方法が異なる。建築A等級は7者いるが、応札したのが6者であって、1者は応札しなかった。

●遊器具に乗り、外側を回りながら中心の的に水鉄砲で当てる遊器具。

●業者から見積を取ってはいるが、群馬県の積算資料で人件費など積算し、予定価格を算出している。

●業者から徴した見積より安い。

●建物内に迷路を作り、4か所謎解きをしながら進む遊器具。謎解きに全問正解だと金貨がもらえ、不正解だと銀貨となる。金貨だと次のゲームに進めるようになっている。既存のゲームコーナー内に設置する。

●大型遊器具製造業者は3者か4者しかなく、それぞれの業者が異なる遊器具を製造している。

●機種を製造している業者以外が工事を施工すると、施工の不具合なのか、機種の不具合なのかかわからなくなってしまうため、機種を製造している業者

<p>○遊器具選定はどのように決めているか。</p> <p>○安全を確保する目隠しフェンスを含んだ金額か。</p> <p>○工事をすることで動いていない遊器具はあるか。</p> <p>5. 指名競争入札 トイレ撤去工事 解体工事〈担当：公園緑地課〉 〈工事概要〉 電気設備撤去、水道設備撤去及び配管、 内装材分別撤去、内装材積込運搬処分、 上屋重機解体、基礎及び土間重機解体、 縁石撤去積込運搬処分</p> <p>○場所はどのあたりか。</p> <p>○撤去だけで、新たにトイレは設置しないか。</p> <p>○業者選定理由を説明して欲しい。</p>	<p>に工事の施工をしてもらった。</p> <p>●大型遊具はどれも老朽化してきており、寄付をいただいたことで設置の目途ができた。設置にあたり、市内の保育園、幼稚園の保護者に対しアンケートを行い、利用者の要望を確認した。元々設置してあったメルヘンカップの跡地に設置するため、スペースの問題もあることから、遊器具をいくつも調べ、総合的に判断して機種を選定した。</p> <p>●含んでいる。</p> <p>●安全を確保するためミニレールが動いていない。</p> <p>●ハローワーク付近。</p> <p>●高齢化が進む中、地元の意見から公園利用が少ないため、トイレを使用できないようにしてほしいと言われたため、しばらく使用禁止にしていた。トイレ自体が老朽化していたため、撤去することにした。</p> <p>●桐生市内に本社があり、建設業の許可を持っている解体業種に登録がある業者とした。桐生市建設工事等請負業者選定要綱において格付を行っている業種は土木、舗装、建築、電気工事、管であり、解体は格付を行っていないため格付けにこだわらず解体業者から選定した。</p>
---	--

<p>6. 指名競争入札 道路補修工事 舗装〈担当課：土木課〉 〈工事概要〉 施工延長 L=110.0m 舗装工 A=465.0 m²</p> <p>○入札書の提出書なしによる「失格」と「辞退」で何かペナルティーがあるか</p> <p>○場所はどこか。重機は入れるか。</p> <p>○近場に空き地がないとトラックが入らないのではないか。</p>	<p>●「失格」と「辞退」についてペナルティーはない。</p> <p>●堤町3丁目青葉台に上がったところなので入れる重機は限られる。</p> <p>●舗装なので現場事務所を置くこともなく、アスファルトを持ってきてトラックで下し、人力で舗装していくため、近くに空き地はなくても問題はない。</p>
<p>7. 指名競争入札 天神二丁目 MP 汚水ポンプ修繕工事 機械器具設置〈担当：境野水処理センター〉 〈工事概要〉 汚水ポンプ 1台交換</p> <p>(7-2 参考案件) 指名競争入札 菱三丁目 MP 汚水ポンプ修繕工事 桐生市菱町三丁目 1906-3 機械器具設置〈担当：境野水処理センター〉 汚水ポンプ 1台交換</p> <p>(7-3 参考案件) 指名競争入札 相生二丁目 MP 汚水ポンプ修繕工事 桐生市相生町二丁目 14 番地 機械器具設置〈担当：境野水処理センター〉 水中ポンプ 1台交換</p> <p>○中止となった理由にある変更とはどのようなものか。</p>	<p>●変更の理由は天神町のマンホールポンプの利用が増え、汚水の量が増えたことに伴いごみが増えてしまい、ごみを含めてポンプで下流へ送っているが、稼働頻度が増えたためワンランク上のポンプに変更が必要か検討した。担当者と運転管理業務を委託し</p>

<p>○改めて入札したのか。</p>	<p>ている業者と打ち合わせの中で改めて見直した方が 良いということになり、急遽中止した。</p>
<p>○マンホールポンプの構造はどういったものか。</p>	<p>●積算をやり直し、見積との妥当性を検討した結果、 現実的ではなかったことから当初のポンプで別の工 事として発注した。</p>
<p>○マンホールポンプの構造はどういったものか。</p>	<p>●マンホールの蓋の下に円形の空間があり、人が入 れるくらいのスペースに2台ポンプがあるような構 造。</p>
<p>○ポンプに入るごみとはどこから入るのか。</p>	<p>●本来考えられないのだが、下着やタオルやおむつ を流す人がいる。ポンプに引っかかってしまい動か なくなってしまうと境野水処理センターに通報入 るので担当と管理業者でポンプからごみを引き上げ て通常運転するようにしている。</p>
<p>○普通マンホール蓋を開けない限りごみは入らな いのではないか。</p>	<p>●下水道がつながっている各家庭の中で、普通ごみ は流れないが、宅内の柵を開けてごみを捨ててい る人がいる可能性があるのかもしれない。</p>
<p>○ごみを流さないよう周知した方がよいのではな いか。</p>	<p>●柵を開けてごみを捨てることは想定していない が、限られた人がやっているのかもしれない。</p>
<p>○7-2（参考案件）の汚水ポンプと7-3（参考案件） 水中ポンプの差はどのようなものか。</p>	<p>●規格が違うがポンプの主な構造は変わらない。</p>
<p>○桐生はほとんど下水になっているか。</p>	<p>●はい。宅内までは市で工事している。宅内から自 宅へのつなぎ込みをしてもらえば下水道は使用でき る。</p>
<p>○別工事で発注しているというのは下半期の工事 で実施したのか。</p>	<p>●ポンプの能力を上げるかどうかを検討するだけだ ったので、上半期中に入札した。逆止弁（チャッキ 弁）が損傷している部分の工事があったので、ポン プの取り換えと同時に工事するようにした。</p>

8. 指名競争入札

南公園高架水槽更新工事

水道施設〈担当：工務課〉

〈工事概要〉

高架水槽築造工（SUS 製 V=65 m³） 1 基

高架水槽基礎築造工（RC 造 φ 9.0m×1.5m） 1 式

高架水槽内配管工 1 式

DIP(GX 形) φ 100 配水管改良 L=102m

場内整備工 1 式

既存構造物撤去工 1 式

電気設備工 1 式

○DIP とは何か。GX 型とは何か。

○高架水槽の耐用年数はどのくらいか。

○一般競争入札でなく指名競争入札にした理由は何かあるか。

○高架水槽 SUS 製のステンレスというが高価なイメージであるが再利用はしないのか。

○建物の使える部分は使うというようなことは考えなかったのか。

○更新というのは建て替えなのか。メンテナンスは必要か。

●DIP とはダクタイル鋳鉄管のことで管の名称。GX 型とは管と管の接合方法の名称です。

●耐用年数は目安として 40 年。今回は 41 年であるため修繕で対応するより更新した方が良いという判断です。

●水道施設で特定建設業の資格を持っているから良いというものではなく、水道施設の工事に対応できる業者でなければならなかったため、指名競争入札とした。一般競争入札で条件を付けてしまうと逆に応札してくれる業者が減ってしまうと判断した。

●これまで使用していた高架水槽はステンレス素材ではなく、鋼板製です。

●浄水課で管理しているが、40 年を経過し修繕では対応できないということで更新した。

●これまで使用していた高架水槽のすぐ横に新しいものを立てて、既存を撤去する工事で、建て替えです。新しくすると修繕は当面なくなるが定期的に内部の清掃は必要です。